

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公表番号】特表2010-502386(P2010-502386A)

【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-527517(P2009-527517)

【国際特許分類】

A 47B 96/02 (2006.01)

A 47F 5/00 (2006.01)

A 47K 4/00 (2006.01)

A 47B 96/06 (2006.01)

【F I】

A 47B 96/02	C
-------------	---

A 47F 5/00	A
------------	---

A 47K 4/00	
------------	--

A 47B 96/06	C
-------------	---

A 47B 96/06	B
-------------	---

A 47B 96/06	F
-------------	---

A 47B 96/06	Q
-------------	---

A 47B 96/02	H
-------------	---

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月1日(2010.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 外周フレームと、該外周フレームに接続された複数の横断支持部材とを備える支持グリッド構造体と、

(b) 前記横断支持部材に取り外し可能に接続された少なくとも1つの付属品と、

(c) ラックを壁面に固定するため~~に~~支持グリッドと壁との間に配置された少なくとも1つの延伸除去式粘着ストリップとを備える、壁面取付け式オーガナイザラック組立体。

【請求項2】

前記ラックが、前記支持グリッドに接続された少なくとも1つの後部プレートを備え、該後部プレートが、前記壁に面する概ね平坦な表面を有し、更に、前記少なくとも1つの延伸除去式粘着ストリップが、前記後部プレートの平坦な表面上に配置されている、請求項1に記載の壁面取付け式オーガナイザラック組立体。

【請求項3】

前記横断支持部材が、一対の離間した概ね平行なロッド部分を備える環状装着ロッドを備え、一方のロッド部分は前記後部プレートに接続され、他方のロッドは前記外周フレームに接続され、これによって、前記環状装着ロッドが、前記外周フレームを前記壁から離間した関係に維持するように作用する、請求項2に記載の壁面取付け式オーガナイザラック組立体。